

福島県立ふくしま医療センターこころの杜
自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、福島県立ふくしま医療センターこころの杜（以下、「委託者」という。）が発注する下記の業務に適用する。

記

- 1 業務名称
自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 実施場所
福島県西白河郡矢吹町滝八幡 100
福島県立ふくしま医療センターこころの杜
- 3 業務目的
福島県立ふくしま医療センターこころの杜の自家用電気工作物について、その機能を最善の状態に維持し、また、効率的な業務運営を確保するため、関係法令及び以下に定める事項により保安業務を行う。
- 4 業務内容
 - (1) 受電設備、配電設備、電気使用の設備の点検に関すること。
 - (2) その他必要と認められる点検、試験、立会い、連絡調整及び報告に関すること。
- 5 保安管理業務対象設備
別紙 1 のとおり。
なお、維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準は別紙 2 によること。
- 6 保安管理業務実施
 - (1) 保安管理業務は、保安規程及び関係法令に基づき行うこと。
 - (2) 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、委託業務を監督するために委託者があらかじめ指定する職員（以下、「監督員」という。）にその状況を報告すること。また、修理等を要すると認めたときは、遅滞なく監督員に報告すること。
 - (3) 委託者が停電や電気設備の異常により受託者に出動要請した場合は、受託者は速やかに当該場所に到着すること。
- 7 業務計画書の提出
業務の実施に先立ち、受託者は、実施体制、実施予定及び緊急時の連絡方法等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、提出するものとする。
- 8 業務従事者
 - (1) 受託業務に従事する受託者の職員（以下、「業務従事者」という。）は、当該電気設備の内容を熟知しているとともに、必要な知識、技術及び資格を有する者である

こと。

- (2) 業務従事者は、保安管理業務を行う際に身分証明書を着用すること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- (3) 複数名で従事する場合には、その中から受託業務の施行について総括責任者を1名選出し、監督員へ届け出ること。
- (4) 委託者は、不相当と認めた業務従事者については、受託者と協議の上、交代させることができる。
- (5) 業務従事者が異動等のため、当該委託業務を受託者の他の職員を業務従事者とするときは、業務に支障をきたすことのないよう、十分な引継ぎを行うこと。

9 受託者の要件

- (1) 受託者は、電気事業法施行規則第52条第2項で規定する電気主任技術者外部委託の要件を満たしていること。
- (2) 受託者は、業務従事者を明確にするために、氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、事前に書面で監督員へ提出し、承諾を受けること。なお、業務従事者を変更する場合も同様とする
- (3) 受託者は、緊急の事態に備え、委託者の要請に基づき、速やかに対応可能な体制を確保し、要請後2時間以内に到達すること。なお、休日、夜間等における緊急時の連絡体制を整備しておくとともに、委託者が必要とする業務従事者を確実に確保しておくこと。

10 受託者の責務

- (1) 受託業務の実施にあたっては、関係法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって、誠実に責務を果たすものとする。なお、これらの諸法令等の運用及び適用は、受託者の責任と負担において行うものとする。
- (2) 受託者は、受託業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、受託業務の終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者の信用を失墜させる行為をしてはならない。

11 損害予防処置等

- (1) 業務の実施に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記事項を遵守しなければならない。
 - ア 災害の発生を未然に防止すること。
 - イ 公害の防止に努めること。
 - ウ 善良なる管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議すること。
- (2) 業務の実施中、業務全体に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等の措置を行い、事故発生の経過、原因及び損害の状況等について、速やかに監督員へ報告しなければならない

ない。

(3) 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において賠償を行わなければならない。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき事由により生じたものは、この限りでない。

12 業務内容の報告及び記録

(1) 業務内容の報告及び記録は、業務終了後速やかに監督員へ提出し、承諾を受けること。

(2) 主な報告及び記録は次のとおりとする。

ア 業務の報告書

イ 異常や障害が発生した場合の記録

ウ その他、監督員が必要と認めたもの

13 委託業者間の調整及び協力

受託者は、委託者における他の保守管理業務の受託者間との調整を図るとともに、相互に協力して業務を行わなければならない。

14 監督員

委託者の中央監視室勤務職員とする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議によるものとする。

別紙 1

自家用電気工作物保安管理業務対象設備

| | | |
|------|---------------------------------|------|
| 1 | 受電設備 | |
| (1) | 区分開閉器 (PAS) 7.2kV 300A DGR 付 | 1 台 |
| (2) | 引込線等 | 1 式 |
| (3) | 断路器 7.2kV 600A | 2 台 |
| (4) | 真空遮断器 7.2kV 600A 12.5kA | 19 台 |
| (5) | 真空遮断器 7.2kV 400A 12.5kA | 1 台 |
| (6) | 電力ヒューズ | 1 式 |
| (7) | 計器用変成器 | 1 式 |
| (8) | 変圧器 | |
| ① | 1φ 3W6.6kV/210-105V 150kVA (油入) | 3 台 |
| ② | 1φ 3W6.6kV/210-105V 100kVA (油入) | 5 台 |
| ③ | 3φ 3W6.6kV/210V 150kVA (油入) | 1 台 |
| ④ | 3φ 3W6.6kV/210V 200kVA (油入) | 2 台 |
| ⑤ | 3φ 3W6.6kV/210V 300kVA (油入) | 1 台 |
| ⑥ | 3φ 3W6.6kV/210V 500kVA (油入) | 3 台 |
| (9) | 電力用コンデンサ | |
| ① | 3φ 7.02kV 213kvar | 2 台 |
| ② | 3φ 7.02kV 319kvar | 2 台 |
| (10) | 直列リアクトル | |
| ① | 3φ 243V 12.8kvar | 2 台 |
| ② | 3φ 243V 19.2kvar | 2 台 |
| (11) | 母線 | 1 式 |
| (12) | その他高圧機器 | 1 式 |
| (13) | 配電盤・制御回路 | 3 台 |
| (14) | キュービクル | 2 式 |
| (15) | 接地装置 | 2 式 |
| 2 | 配電設備等 | |
| (1) | 電灯盤 | 1 式 |
| (2) | 動力盤 | 1 式 |
| 3 | 電気使用場所の設備 | 1 式 |
| 4 | 非常用予備発電装置 | 1 式 |
| (1) | 同期発電機 6,600V 50Hz 625kVA | |
| (2) | ディーゼル機関 6 気筒 546kW | |
| (3) | 充電装置・蓄電池 DC12V 200Ah | |

別紙2

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

| 設 備 | | 点 検 項 目 | 定 期 点 検 | | | 臨時点 検 |
|-----------------------|-------------------|--------------|---------|-------|-------|-----------|
| | | | 月次点検 | 年次点検 | | |
| | | | 1回/1ヶ月 | 1回/1年 | 1回/3年 | 必要の都 度 |
| 引 込 線 設 備 | 区分開閉器 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | | 継電器の動作試験 | | ○ | | |
| | | 継電器の動作特性試験 | | | | ○ |
| | | 開閉器と継電器の連動試験 | | ○ | | |
| | 引込線、支持物、 ケーブル等 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | | |
| 電 受 | 断路器 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | 電力用ヒューズ | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | 遮断器、負荷開閉 器 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | | 継電器の動作試験 | | | ○ | |
| | | 継電器の動作特性試験 | | | | ○ |
| | 変圧器 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | | 絶縁油の酸価度試験 | | | | ○ |
| | | 絶縁油の絶縁破壊電圧試験 | | | | ○ |
| コンデンサ、 リアクトル | 外観点検 | ○ | ○ | | | |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | | |
| 計器用変成器、 零相変流器 | 外観点検 | ○ | ○ | | | |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | | |
| 避雷器 | 外観点検 | ○ | ○ | | | |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | | |
| 母線等 | 外観点検 | ○ | ○ | | | |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | | |
| その他の高圧機器 | 外観点検 | ○ | ○ | | | |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | | |

| 設 備 | | 点 検 項 目 | 定 期 点 検 | | | 臨時点検 |
|-----------|----------------------------|----------------|---------|-------|-------|-------|
| | | | 月次点検 | 年次点検 | | |
| | | | 1回/1ヶ月 | 1回/1年 | 1回/3年 | 必要の都度 |
| 受・配電盤 | 配電盤、制御配線 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 電圧、電流の測定 | ○ | | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | | 計器校正試験 | | | | ○ |
| | | シーケンス試験 | | | ○ | |
| | 低圧絶縁監視装置等 | 装置の点検 | ○ | ○ | | |
| | | 許容誤差試験 | | ○ | | |
| 接地工事 | 接地線、保護管等 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 接地抵抗測定 | | ○ | | |
| | | 漏えい電流測定 | ○ | | | |
| 構造物 | 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| 配電設備 | 電線路 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| 負荷設備 | 機器 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | 配線、制御配線 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | 開閉器 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | 遮断器 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| 非常用予備発電装置 | 原動機、始動装置及び付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 始動・停止試験 | ○ | ○ | | |
| | | 継電器の動作試験 | | ○ | | |
| | 発電機及び励磁装置 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | 遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |
| | | 電圧、周波数（回転数）の測定 | ○ | | | |
| | | 継電器の動作試験 | | | ○ | |
| | | インターロック試験 | | ○ | | |

| 設 備 | | 点 検 項 目 | 定 期 点 検 | | | 臨 時 点 検 |
|-------|------------|---------|---------|-------|-------|---------|
| | | | 月次点検 | 年次点検 | | |
| | | | 1回/1ヶ月 | 1回/1年 | 1回/3年 | 必要の都度 |
| 蓄電池設備 | 蓄電池 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 電圧測定 | ○ | | | |
| | | 比重測定 | | ○ | | |
| | | 液温測定 | | ○ | | |
| | 充電装置及び付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | | |

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。

- (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
- (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
- (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏れ電流測定に代えることがある。
- (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。

ア 引込設備の区分開閉器

イ 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器

ウ 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器

(6) 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び温度測定は、内部抵抗測定に代えることがある。

4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に代えることがある。

- (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に代えることがある。
- (2) 引込線設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に代えることがある。
- (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に代えることがある。

5 低圧需要設備の移動用の非常発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6ヶ月に1回とする。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。